

政府の「緊急事態宣言」の解除に伴う本学の対応について

5月25日に発表された新型コロナウイルス感染症に係る政府の「緊急事態宣言」の解除に伴い、6月1日（月）より下記の対応を行う決定をいたしました。

なお、今後の感染状況等により変更が十分あり得ますので、引き続き、大学ホームページや学生ポータルサイトを定期的にご確認ください。

記

(1) 遠隔授業の継続

本学は都県を越えて通学・通勤する学生・教職員が多いため、遠隔授業を原則として7月31日（金）まで継続する（詳細は別途掲示）

(2) 入構禁止措置の段階的解除

都県を越えて通学・通勤する学生・教職員に配慮しつつ、十分な感染予防の措置を行った上で、以下の事項に限り入構禁止措置を解除する

① 実習・演習・実験科目

遠隔で代替もしくは繰り延べすることが難しい科目から再開することとし、このために入構する者に限る（詳細は別途掲示）

② 図書館

原則として実習・演習・実験のため入構する者に限る（開館時間も含め詳細は別途掲示）

③ メディアプラザ

実習・演習・実験のため、もしくは遠隔授業実施にあたり情報通信環境が悪いため入構する者に限る（開放時間も含め詳細は別途掲示）

(3) その他

① 教員

教育・研究上の必要がある場合に限り、学科長に届け出ることによって入構を認める

② 職員

在宅およびローテーションによる勤務を推進しつつ、最小限の事務機能を維持する職員に限り入構を認める

③ 各種事務手続き

電話・メール・郵便のみで対応する

令和2年5月26日

東都大学 学長